

「特定市民農園」開設に関わる土地の募集要綱

（目的）

第1条 本要綱は、市街化区域の農地を、市が土地所有者から借り受けて、市民農園として整備する「特定市民農園」制度を導入するにあたり、土地を広く募集すること及び適当な候補地を公正に選定することを目的とする。

（募集方法）

第2条 次の方法で募集方法を広報する。

- （1）「広報はままつ」への掲載
- （2）浜松市公式ホームページへの掲載
- （3）浜松市関係機関への情報提供
- （4）外部関係機関への情報提供
- （5）その他

（募集時期）

第3条 次の期日で募集を行う。

- （1）「広報はままつ」への掲載日から45日後まで募集を行う。
- （2）前項の応募状況をみた上で、必要に応じて再募集を行う。

（応募条件）

第4条 応募者は、申込書（様式1）により申し込む。応募する土地は、次の条件を満たすこととする。

- （1）市街化区域にあること。
- （2）面積が500㎡以上の農地であること。
- （3）20年以上、市へ無償で貸し出すことができること。
- （4）市と借地契約が結ぶことができること。
 抵当権が設定されていない、他者との借地契約がされていない、など。
- （5）契約終了後も、正当な事由がない限りは、できるだけ契約を更新すること。なお、解約の申し出がない場合は、自動更新とする。
- （6）市が市民農園として基盤整備を行うことに同意できること。
- （7）供用開始後に、市民に貸し出すこと、使用料を徴収することに同意できること。
- （8）その他、市長が必要と認めること。

（選定と通知）

第5条 市長は、前条の条件を満たす土地のうち、特定市民農園として開設する土地を選考する。この場合、土地所有者側と、税の軽減措置及び軽減時期、借地契約の契約時期及び契約方法、農園の整備内容及び整備時期等について、十分協議を行う。

- 2 土地の選考に際しては、市長が別に選考基準を定める。
- 3 市長は、応募者に対して結果通知書（様式2）を通知する。
- 4 前第1項の協議内容は、土地使用貸借契約協議書（様式3）を2通作成し、各自1通を保有する。

（解約の方法）

第6条 特定市民農園として開設した後の借地契約の解約については、以下の方法による。

- （1）第4条（3）の20年以内で解約を申し出る場合には、解約希望日の1年前までに市長に文書を提出することとする。

(2) 第4条(5)の2 1年目を過ぎた後で解約を申し出る場合には、解約日の6ヶ月前までに市長に文書を提出することとする。

(附則)

この要綱は、平成19年6月1日より施行する。

この要綱は、平成19年10月1日より施行する。

この要綱は、平成21年10月1日より施行する。

様式 1

平成 年 月 日

(あて先)
浜 松 市 長

(応募者)
郵便番号
住 所
区
氏 名

電話番号

印

「特定市民農園」候補地の応募について

次の土地につきまして、下記の通り、応募します。

1. 土地の所在地	〒 浜松市 区
2. 地目	
3. 面積	m ²
4. 土地の名義人	

土地の募集状況について（下記の空欄にチェックしてください）

市街化区域にある

面積が500m²以上の農地である。

20年以上、市へ無償で貸し出すことができる。

市が市民農園として基盤整備を行うことについて同意できる。

共用開始後に、市民の貸し出すこと、使用料を徴収することに同意できる。

様式 2

平成 年 月 日

(応募者)

郵便番号

住所

区

ふりがな
氏名

電話番号

浜 松 市 長 印

「特定市民農園」候補地についての結果通知書

ご応募いただいた次の土地につきましては、下記の通りとなりましたので、通知いたします。

1. 土地の所在地	〒 浜松市 区
2. 地目	
3. 面積	m ²
4. 土地の名義人	

特定市民農園として 借用する ・ 借用しない

借用しない理由

[]

様式 3

土地使用貸借契約協議書

土地使用貸借契約書第 10 条に基づき、「」開設に関わる土地貸借契約協
議として、甲乙協議し合意した結果を以下に記録する。

記

協議内容

以上、本協議書が成立したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各署名押印、各その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所
氏名 Ⓜ

(乙) 住所 浜松市中区元城町 103-2
氏名 浜松市長 鈴木康友 Ⓜ